

平成30年5月23日開催

教育委員会会議録

福知山市教育委員会

- 1 開会の日時 平成30年5月23日(水)
午後1時30分

- 2 閉会の日時 平成30年5月23日(水)
午後2時23分

- 3 招集の場所 市民交流プラザふくちやま 視聴覚室

- 4 出席委員の氏名 端野 学
倉橋 徳彦
塩見 佳扶子
和田 大顕
大槻 豊子

- 5 福知山市教育委員会会議規則第4条により列席したもの
教育部長 田中 悟
教育委員会事務局理事 森山 真
次長兼教育総務課長 藤田 一樹
教育総務課担当課長 貴田 直子
次長兼学校教育課長 小田 浩二
学校教育課総括指導主事 井上 雅道
学校給食センター所長 外賀 眞二
次長兼生涯学習課長 崎山 正人
中央公民館長 佐々木 和美
図書館長 浅田 久子

- 6 福知山市教育委員会会議規則第15条による会議録作成者
次長兼教育総務課長 藤田 一樹

7 議事及び議題

別添のとおり

8 質問討議の概要

別紙会議録のとおり

9 決議事項

議第3号 原案どおり可決、承認

議第4号 原案どおり可決、承認

議第5号 原案どおり可決、承認

議第6号 原案どおり可決、承認

福知山市教育委員会会議規則第15条により署名する者

福知山市教育委員会 教育長

福知山市教育委員会 委員

福知山市教育委員会 委員

福知山市教育委員会 委員

福知山市教育委員会 委員

教育委員会会議録調製者 教育部長

教育委員会会議録

1 開会

端野教育長が開会を宣告。

端野教育長 次に、現在のところはありませんが、傍聴人から傍聴の申請がありましたら許可をしてもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

端野教育長 許可をさせていただきます。

2 前回会議録の承認

端野教育長 前回の会議録については、異議ありませんでしょうか。

全委員 異議なし。

端野教育長 それでは、異議がなければ承認をお願いします。
あとで会議録に署名をお願いしたいと思います。

3 教育長報告の要旨

端野教育長から以下の報告がありました。

(1) 市議会 教育厚生委員会委員長、副委員長の交代

5月11日 臨時議会にて選任

○委員長 中嶋 守 議員

○副委員長 塩見 聡 議員

5月11日、市議会臨時議会が開催され、新たに教育厚生委員会委員長に中嶋守議員さん、副委員長に塩見聡議員さんが選任され、過日、教育委員会事務局に御挨拶に見えました。課長以上の職員が、それぞれ自己紹介させていただき、今後のお願いをさせていただきました。

(2) セクシャル・ハラスメント等の根絶に向けた取組の実施について

セクシャル・ハラスメント等の根絶に向けて

＝信頼される教職員であるために＝ 平成29年6月 京都府教育委員会

「教職員の服務規律の確保については、これまでからの通知や各種啓発資料により徹底を図るとともに、機会あるごとに注意喚起してきたところです。特に教職員によるセクシャル・ハラスメントやわいせつ事象は、被害者となった児童生徒や教職員の人権を著しく侵害する行為であるだけでなく、教職員としてはもとより、まず社会人として決して許されない行為であり、教育全体への信用を大きく失墜させることとなります。」

○研修の実施

○チェックシートを活用

○チェックシートの回収により傾向や課題の把握の上、適切な指導と対応

新聞報道等でありましたが、セクハラについて学校教員の中で次々と起こり、府教委も躍起になっておりましたが、その最中に宮津高等学校伊根分校の20代の男性教諭がカメラを設置したということで、またそういうことが起こりました。次々と

起こることから、さらに教職員への指導や研修が必要であり、セクハラ等の根絶に向けた取組の実施についてということで、府教委から「セクシャル・ハラスメント等の根絶に向けて＝信頼される教職員であるために＝」が平成29年6月、平成30年5月一部改正として、研修資料が作成されています。参考資料として、チェックシートがありますが、これらを使用して研修し、チェックシートを回収するなど、後の活用もあるようです。

教職員の服務規律の確保については、これまでからの通知や各種啓発資料により徹底を図るとともに、機会あるごとに注意喚起してきたところです。特に教職員によるセクシャル・ハラスメントやわいせつ事象は、被害者となった児童生徒や教職員の人権を著しく侵害する行為であるだけでなく、教職員としてはもとより、まず社会人として決して許されない行為であり、教育全体への信用を大きく失墜させることとなります。研修の実施、チェックシートの活用、チェックシートの回収により、傾向や課題を把握の上、適切な指導と対応ということで、最終的には9月ごろまでにチェックシート等の提出を求めるとして、各学校で研修や指導が行われる予定になっております。現在、学校訪問をしておりますが、その中の連絡事項のひとつとして、理事からセクハラ防止についての研修をということで、加えてお願いをしているところです。

(3)「京都府いじめ防止基本方針」の改訂（平成30年4月）

※別紙

※昨年3月に新しくなった国の基本方針に合わせ、けんかやふざけ合いでも背景にいじめがないか注意を必要とし、いじめが解消したと判断する要件を厳格にしました。不登校の児童や生徒が教育を受ける機会を確保することも独自に盛り込んだ。平成26年4月に京都府いじめ防止基本方針が策定され、国、府、市、各学校とありますが、学校の方針の見直し、本当に機能しているのかということで、手直し等も若干入れた時期がありました。

今回、国の基本方針、特にいじめの定義等がこれまでとは変わったことを含め、それに合わせて、京都府いじめ防止基本方針も改定をしました。けんかやふざけ合いでも背景にいじめがないか、注意を必要とし、いじめが解消したと判断する要件を厳格にしました。不登校児童生徒が教育を受ける機会を確保することも盛り込んだということです。

京都府いじめ防止基本方針の目次を御覧ください。

第2「いじめの防止等のための京都府の対応」の2の(4)「いじめ防止対策推進法に基づく取組状況の把握、検証」とありますが、今回「指導・助言等」が入っております。

第3の2「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」の(1)から(4)までは、新たに入っております。

3「学校におけるいじめの防止等に関する措置」の(5)いじめの解消は、新たに入っております。(7)「インターネットやスマートフォン等を利用したいじめ」については「携帯電話」が「スマートフォン」に変わっています。(8)地域との連携は、新たに入っております。

目次に合わせ、内容についても加わったものや改定が加えられたものになり、新たな基本方針が出されました。したがって、市の方針や各学校の方針等についても、合わせて改定を加えることとなります。今後、人権教育主任会議等で、担当指導主事から指示やお願いをさせていただき、各学校のものを把握していくことになるかと思っております。

各学校において、本当にいじめの防止として機能したのものになっているのか、策定したものが、すぐに本棚に入るのでは意味がありませんので、教育課程編成資料、

教育計画の提出と合わせて出していただき、教育計画そのものにとじ込み、手元に置いて検証等ができる状況に持っていきとしておりますが、なかなか機能しない場合もありますので、そういったことも防ぐということをあわせまして、今回、改定がありました。

以上3点報告しましたが、御質問、御意見はありませんか。

全委員 特になし。

端野教育長 それでは、次に議題に入ります。

4 議事

(1) 議第3号 (統合小学校の校名及び小中一貫教育校の愛称名について)

端野教育長 「統合小学校の校名及び小中一貫教育校の愛称名について」説明をお願いします。

貴田教育総務課担当課長 ～資料に基づき説明～

議第3号「統合小学校の校名及び小中一貫教育校の愛称名について」御説明いたします。

資料につきましては、会議案2ページから3ページまでとなります。校名は、福知山市立三和小学校、愛称名は、三和学園とさせていただきます。

平成30年5月1日に、細見小学校と菟原小学校を統合して、新たに誕生する小学校の校名並びに小中一貫教育校の愛称名について、(仮称)三和学園設立準備委員会会長名の進達文書を、樋口事務局長が教育委員会事務局にお持ちになり、端野教育長にお受けいただいたものでございます。

内容につきましては、校名として「福知山市立三和小学校」となっております。経過にもありますが、去年、8月30日開催の(仮称)三和学園設立準備委員会第2回総務部会において、統合した小学校の校名について審議がなされました。三和地域がこれまで歩んできた歴史を鑑み、2小学校が統合した名称に、三和の名前を入れ、三和小学校とすることが決定されました。

さらに、9月29日開催の(仮称)三和学園設立準備委員会第2回総会におきましても、同内容の議案が承認されたところでございます。

つきましては、(仮称)三和学園設立準備委員会で選定されました新しい小学校名「三和小学校」につきまして、教育委員会基本規則第7条第1項第3号の学校その他の教育機関の設置及び廃止に関する事に該当しますので、教育委員会として、校名案を決定いただきたく、議案として提出をさせていただきます。

なお、この小学校名につきまして、本日決定をいただきましたら、6月議会におきまして、福知山市立学校設置条例の一部改正についての条例改正案を提案させていただきます、学校名として、今後正式な決定がなされると見込んでおります。

また、愛称名として「三和学園」となっております。経過にもありますが、去年、9月29日開催の(仮称)三和学園設立準備委員会第2回総会におきまして、まず、三和地域の新しい小中一貫教育校の愛称について、公募することが決定されました。これを受けまし

て、10月中に三和地域の児童、生徒、保護者、三和地域に住んでおられる方を対象に募集いたしまして、96通、62作品の応募がございました。

11月16日開催の（仮称）三和学園設立準備委員会第5回総務部会におきまして、得票数が最も多かったこと、夜久野学園に続く小中一貫校であること、また、シンプルで奇をてらわず、長く定着することから、愛称に選定をされたところでございます。

なお、この「三和学園」という名称が14票を集め、最も得票数が多かったということでございます。

今年、2月9日開催の（仮称）三和学園設立準備委員会第3回総会におきまして、同内容の議案が承認されたところでございます。

愛称につきましては、法的な定めがございませんが、今後、小中一貫教育校としてのいろいろな取り組みの中で、三和学園という名称を夜久野学園と同様に使っていきたいという思いがございますので、教育委員会に進達をされました。本日、決定をいただきましたら、5月28日に開催を予定しております第4回総会の中で、（仮称）をとり、三和学園設立準備委員会として組織名の変更を行い、三和地域の小中一貫教育校のイメージとして地域に親しんでいけるよう、たより等で積極的に啓発を行っていきたいと考えております。

以上、概要説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

端野教育長 御質問、御意見はありませんか。

全委員 特になし。

端野教育長 議第3号について承認ということでよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

端野教育長 それでは、異議がないので可決承認いたします。
次に、議第4号「福知山市立中学校に係る部活動指導の方針について」説明をお願いします。

（2）議第4号（福知山市立中学校に係る部活動指導の方針について）

小田次長兼学校教育課長 ～資料に基づき説明～

「福知山市立中学校に係る部活動指導の方針について」御説明いたします。

資料につきましては、会議案4ページから10ページまでとなります。

前回の教育委員会会議におきまして「教職員の早退勤デー」及び「ノー部活デー（部活動休止日）」の実施について御報告を申し上げたところでございます。

平成30年3月にスポーツ庁から「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が策定され、京都府教育委員会においては、このガイドラインを踏まえ、平成30年4月20日に「京都府部活動指導指針」が策定されたところです。

国のガイドラインでは、市町村教育委員会はガイドラインに則り、都道府県の方針を参考に「設置する学校に係る運動部活動の方針」

を策定するということを明示しております。

さらに、ガイドラインでは、校長は教育委員会策定の方針に則り、学校における部活動に係る活動方針を策定することが示されております。

これらのことから、今回「福知山市部活動指導方針」の策定について委員の皆さまにお諮りするものでございます。

6ページを御覧ください。

指針の中身につきましては、まず「はじめに」の部分でございますが、ここでは部活動の意義について、教育課程外ではあるものの仲間や教師と共に活動を重ねることで、さまざまな力を育成する貴重な教育の場であることを記載しております。

また、教員の長時間勤務を背景として国や府の方針が策定されてきた動きについて言及する中で、この部活動指導指針を策定することにより、生徒の学校と家庭での生活がバランスよくとれるよう配慮し、持続可能な部活動の運営体制を整えていくとともに、教員の健康管理や教育の質の向上に寄与していく旨を記載しております。

7ページを御覧ください。

目次でございます。全体の構成につきましては、御確認いただきたいと思いますが、まず「部活動指導の方針」ということでの位置づけ、次に「部活動の意義」として「1 練習時間・休養日の設定等」「2 適切な指導にあたって」「3 外部指導者との関係」「4 運営体制」の4項目で構成しております。

8ページを御覧ください。

「部活動指導の方針」ですが、この方針は福知山市立中学校の部活動全体に係る指導方針としております。

次に「部活動の意義」について、部活動は、学校教育活動の一環として適切に実施されることにより、生徒に自主性、協調性、責任感、連帯感等が育成できる貴重な教育の場であると説明しております。

まず、1点目「練習時間・休養日（休止日）の設定等」でございます。

すでにノ一部活デーとして、前回、御説明させていただいた内容が主でございます。年間を通じまして、週当たり2日以上（学期中は、平日に少なくとも1日、土日で少なくとも1日以上）を設定するものです。

9ページを御覧ください。

部活動の活動時間について、1日の活動時間は、長くとも原則、平日では2時間30分以内、学校休業日及び長期休業中は3時間30分以内としています。

また、市の中体連主催の大会にかかわります特例措置として記載しておりますが、福知山市独自のものになってこようかと思いますが、この大会の関係につきましては、大会実施日の4週間前から、週当たり1日以上（休養日）を設けることとしています。練習との兼ね合いで、こういった措置をとる形で設定をしております。この部分につきましては、既に4月から本格実施として、各学校において実施いただいているところでございますが、市の指導方針として明示をするものです。

次に2点目「適切な指導にあたって」でございます。

この部分については、生徒の自主性を基盤においた適切な活動を進

めることを一つの柱としまして、体罰やハラスメント等の防止、安全管理と事故防止についての方針を記載しています。(1)「体罰やハラスメント等の防止」では、人権尊重と信頼関係に基づき体罰やハラスメントが絶対に起きないように徹底を図ること。(2)「安全管理と事故防止」では、事故等の防止に万全を期すとともに事故等の発生時には対応マニュアル等に基づき迅速に対応することを明示しています。

10ページを御覧ください。

次に3点目「外部指導者との関係」でございます。

外部指導者に部活動の指導を依頼する場合のていねいな連携のあり方について、記載をしております。

次に4点目「運営体制」でございます。

(1)「学校全体の部活動マネジメント」では、学校全体として部活動をマネジメントしていくため、校長が果たしていくべき役割を記載しており、市の指導方針に則り、各学校で部活動の方針を定めるとしてあります。

(2)「家庭及び地域との連携」では、部活動の実施について保護者や地域への説明責任を果たし、理解や協力を得ていくことを明示しております。

以上が、市立中学校に係る部活動指導の方針の概要でございます。内容につきましては、先ほど申し上げました国のガイドライン、京都府の指針に沿う形で、市としてまとめたものでございます。

なお、冒頭にも少し触れましたとおり、この指導指針を策定したのち、各中学校において、学校としての部活動指針を、8月末をめどに策定する予定で考えております。

以上でございます。どうかよろしく御審議をお願いいたします。

端野教育長

御質問、御意見はありませんか。

倉橋委員

今、求められている方向性という点では、妥当といたしますか、内容的には異議のないところです。私も部活が嫌いではなかったほうですので、特例措置というのも理解できるところです。

市の大会は4週間前から始めて、勝ち上がりますと、8月の20日前後が全国大会の最終になるかと思いますが、勝ち上がった場合は、その日まで特例措置が延長されていくということですか。

新人総合体育大会は、市内の問題ですけれども、秋の大会についても、中丹大会まであるのか、ないのか、それは協会主催かもしれませんし、その辺はどうなっていくのかを教えてください。

小田次長兼学校教育課長

勝ち上がっていく場合につきましても、練習時間の確保が必要ですので、同じように考えております

倉橋委員

中体連である以上、同じ形ですので、勝ち上がっている場合は、その部だけは、週2が週1になるということですね。

小田次長兼学校教育課長

そういった形だと考えております。

- 倉橋委員 秋の中丹の大会は、中体連ではないのでしょうか。
- 森山理事 各市ではやっているのですが、そこから上については、種目ごとに設定が少しずれております。野球ですと府大会まで持ってあがっていき、ソフトボールですと中丹しかやっておきませんので、多少ずれていますが、設定したところまでと考えております。
- 倉橋委員 野球なら野球で、上までつながっていたら、そのつながった場合は、そこまで延長があるということですから、週2が週1になる場合もあり得るということですね。
- 森山理事 大会前は、練習試合があるなど、普段の部活よりは、集中して練習することが多くなりますので、そのあたりを配慮した形で考えております。
- 倉橋委員 一定、中学校の部活をしている人たちにとって、願いはあるかもしれないと思います。ただ、その求められている疲労、健康、働き方の問題について、十分配慮をしていかなければなりませんので、子どもや保護者の理解を得て、きちんとしていただく必要があると思います。
- 端野教育長 他に御質問はありますか。
- 塩見委員 方針策定にかかわりまして、国、府ときて、それを受けて市ですね。これを受けて、先ほど御説明いただきましたとおり、各学校がその方針を策定するというところで、市の方針が、学校に直接かかわってくるわけですが、運営体制の4番では、学校全体のマネジメントがたくさん出ています。市の方針を策定していただいた段階で、中学校の校長会の先生方の御意見を役員会等で問われたことはありますか。
- 小田次長兼学校教育課長 校長会において、案をお示しさせていただきました。特に、修正の御意見はいただいておりますので、おおむね御理解いただいております。
- 塩見委員 方針だけでは見えないところが、さまざま出てくると思いますので、懸念をいたしました。
- 小田次長兼学校教育課長 学校で策定いただきます指針につきましては、府からのひな形がありますので、市の方針と合わせてお示しさせていただき、学校独自のことも盛り込んでいただけるような形で、考えていきたいと思っております。
- 塩見委員 運営体制に、策定した活動計画等を公表するとありますが、これまでから方針や活動計画について、公表しておられたのですか。

森山理事 基本的には、部活ごとに保護者に活動計画を渡していますが、全体としてホームページに掲載することはなかったと思います。今回は、学校の方針と各部活動計画そのものをホームページ等で、オープンにすることとなっておりますので、これまでしていないわけではないですが、全体を通して公表するというのは、初めてでございます。

端野教育長 他に御質問はありますか。

全委員 特になし。

端野教育長 議第4号について承認ということよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

端野教育長 それでは、異議がないので可決承認いたします。
次に、議第5号「福知山市社会教育委員の委嘱について」説明をお願いします。

(3) 議第5号 (福知山市社会教育委員の委嘱について)

崎山次長兼生涯学習課長 ～資料に基づき説明～

「福知山市社会教育委員の委嘱について」御説明いたします。
資料につきましては、会議案11ページから13ページまでとなります。
社会教育委員につきましては、任期を2年間としておりますが、平成30年3月31日付けで、第17期が任期終了となりましたので、新たに第18期の委員をお願いするものでございます。
12ページを御覧ください。
社会教育委員は、条例で定数10名以内と規定しており、4月の教育委員会会議におきまして、第18期社会教育委員の任命について、継続いただく4名の方の承認をいただいたところですが、今回、新たに、平成30年6月1日から平成32年3月31日までの約2年間に任期として、12ページにあります4名の任命について、御審議いただくものです。
御承認いただきましたら、第18期の社会教育委員は8名となりますが、定数は10名ですので、残りの2名につきましては、公募を考えており、今から準備をいたしますので、7月の教育委員会会議で御報告し、8月から活動いただく予定で進めていきたいと思っております。
よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

端野教育長 御質問、御意見はありませんか。

塩見委員 4名の方に異議はありません。
8名の方の年齢構成はどのようになっていますか。
社会教育委員といいますが、年齢が高そうな雰囲気がありますが、家庭教育関係者の区分がありますので、子育て真っただ中の方が入っておられたらよいなと思われましたので、教えてください。

崎山次長兼生涯学習課長

年齢を正確にお答えできませんが、40代から70代の方になりますので、子育て真っただ中の方はおられません、子育てのサポートということでお世話になっている方もおられます。子育て真っただ中の方には、お願いしにくいところがありますが、できるだけそういう方をお願いできるような配慮をして、公募をしていきたいと思えます。

端野教育長

他に御質問はありますか。

全委員

特になし。

端野教育長

議第5号について承認ということによろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

端野教育長

それでは、異議がないので可決承認いたします。
次に、議第6号「福知山市立図書館協議会委員の委嘱及び任命について」説明をお願いします。

(4) 議第6号
浅田図書館長

(福知山市立図書館協議会委員の委嘱及び任命について)
～資料に基づき説明～

「福知山市立図書館協議会委員の委嘱及び任命について」御説明いたします。

資料につきましては、会議案14ページから17ページまでとなります。

16ページを御覧ください。

図書館条例第7条に図書館協議会について規定しております。

第1項に法16条の規定に基づきとありますが、図書館法に図書館協議会が、図書館の運営に関して意見を述べる機関であることなどの規定があり、その16条に図書館協議会の設置その他必要な事項は、条例で定めなければならないとなっており、これを受けて規定しております。

第7条第1項で、図書館に図書館協議会を置き、その委員は12人以内とすること、第2項で学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱し、又は任命すること、第3項で委員の任期が2年であることなどを定めております。

15ページを御覧ください。

今回、委嘱及び任命する11人の委員名簿の一覧でございます。

委員の構成としましては、学校教育関係が1名、社会教育関係が2名、学識経験者が5名、市民公募委員が3名となります。

市民公募委員につきましては、これまでの方には、2期4年お世話になりましたので、今回新たに募集を行いました。

公募につきましては、1月16日から2月15日まで行い、5名の方から応募がありました。応募申込書、800字以内の作文の内容を読ませていただき、その後、協議会委員3名と館長で応募者5名

について3月に面接を行い選定しました。2名は、読み聞かせボランティア活動等で御活躍いただいている方、また、1名は、図書館利用者として応募いただいた方になります。3名とも、多くの人にたくさんの本と出会ってほしい、より良い図書館にしていきたいという思い、そして、委員になることで、より良い図書館づくりに関わることができるといった、共通した思いを持っていただいております。

以上、図書館協議会委員の委嘱、任命について、御審議のほど、よろしく願いいたします。

端野教育長 御質問、御意見はありませんか。

全委員 特になし。

端野教育長 議第6号について承認ということによろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

端野教育長 それでは、異議がないので可決承認いたします。
次に報告・説明事項の教育長後援承認事項について説明をお願いします。

5 教育委員会 報告事項

(1) 教育長後援承認事項について

由里教育総務課長補佐兼企画管理係長 ～資料に基づき報告～

No.9 2018年YMCA水上安全キャンペーン

No.10 みわのわ 福島県双葉郡のこどもサマーキャンプ

No.11 第40回全国スポーツ少年団軟式野球交流大会京都府予選北部ブロック予選会

No.12 福知山かるたFriends

端野教育長 後援承認について御質問や御意見がありましたらお願いします。

全委員 特になし。

端野教育長 承認いただいているということで、事後承認とさせていただきます。

(2) 福知山市立小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令について（教育長訓令甲）

小田次長兼学校教育課長 ～資料に基づき説明～

資料につきましては、会議案32ページから41ページまでとなります。

41ページを御覧ください。

今回の改正は、京都府立学校職員服務規程の一部改正が平成30年4月1日に適用されることに伴い、福知山市立小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務規程を一部改正するものです。

改正の内容は、教職員の服務に関わりまして、特別休暇の取得について取扱いの変更があったことによるもので、変更点は大きく2点ございます。

1点目は「特別休暇の取扱い」別表第16号の範囲の欄ですが、ア「当該子の看護」、イ「当該子が受ける予防接種又は健康診断への付添い」、ウ「当該子が在籍し、又は在籍することになる学校等が実施する行事への出席」の3点が記載されています。

この当該子という範囲が、上段に規定されていますが、下線部の「満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある障害のある子」が該当する子として、今回追加されたものです。

この場合の特別休暇の取得日数については「承認を与える期間等」として規定されており、1年について7日となっていますが、下線部の「当該子のうちに3歳に満たない子がいる職員にあっては、これらの日数に1を加えた日数」の部分を今回追加としております。特別休暇の対象となる子どもの範囲と、3歳未満の子どもがいる方の取得日数の変更があったということでございます。

2点目は、別表第18号の職員の親族が死亡した場合の特別休暇の取扱いについて「承認を与える期間等」の変更がございました。この日数については「社会通念上妥当であると認められる範囲内の期間」となっておりますが、具体的な日数については、配偶者が亡くなった場合の特別休暇の取得日数が、従前の10日から7日に変更となったものでございます。

社会通念上妥当である範囲が変更になったということでございます。服務規程の改正についての説明は以上でございます。

端野教育長 このことについて御質問はありませんか。

全委員 特になし。

6 閉会

端野教育長が閉会を宣言。